

ヘルパーステーション ひまわり 利用料金表

《令和3年4月1日付施行》



《訪問介護》

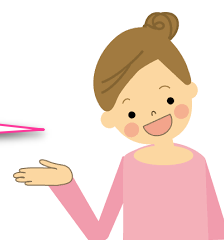
サービス	項目	時間	利用料 (10割) 〈単位数〉	自己負担額		
				1割負担額	2割負担額	3割負担額
身体介護 中心型		20分以上 30分未満	2,500円 〈250単位〉	250円/回	500円/回	750円/回
		30分以上 1時間未満	3,960円 〈396単位〉	396円/回	792円/回	1,188円/回
生活援助 中心型		20分以上 45分未満	1,830円 〈183単位〉	183円/回	366円/回	549円/回
		45分以上	2,250円 〈225単位〉	225円/回	450円/回	670円/回
身体介護に引き続き、生活援助を行った場合			所要時間が20分から起算して、25分を増すごとに +67単位			

《加算項目》



サービス	項目	利用料 (10割) 〈単位数〉	自己負担額		
			1割負担額	2割負担額	3割負担額
① 初回加算		2,000円 〈200単位〉	200円/月	400円/月	600円/月
② 緊急時訪問介護加算		1,000円 〈100単位〉	100円/月	200円/月	300円/月
③ 特定事業所加算 (Ⅱ)		所定単位数の10%			
④ 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)		介護費総合計 (基本サービス費および各種加算減算を加えた合計) に13.7%を乗じた数の1割負担者は1割、2割負担者は2割、3割負担者は3割が自己負担額となります。			
⑤ 介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ)		介護費総合計 (基本サービス費および各種加算減算を加えた合計) に6.3%を乗じた数の1割負担者は1割、2割負担者は2割、3割負担者は3割が自己負担額となります。			

下記に加算の算定要件
などを記載していますので、
ご確認ください。



《加算の算定要件》



①初回加算

新規に訪問介護計画を作成したお客様に対し、初回（または初回訪問の日の属する月）に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行う場合、または他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合、初回加算として、200 単位/月 加算されます。
2 月以上利用がなかった場合も同様です。

②緊急時訪問介護加算

緊急でサービス提供責任者またはその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行なった場合、緊急時訪問加算として 100 単位/回 加算されます。

③特定事業所加算（Ⅱ）

当事業所は特定事業所加算（Ⅱ）の要件を満たしており、所定単位数の 10% が加算されます。

④介護職員処遇改善加算（Ⅰ）

所定単位数に 13.7% を乗じた数の 1 割または 2 割または 3 割が加算されます。

⑤介護職員特定処遇改善加算（Ⅰ）

介護職員の確保・定着につながるように、厚労省通達により新設された加算項目で、令和元年 10 月 1 日付で施行されました。所定単位数に 6.3% を乗じた数の 1 割または 2 割または 3 割が加算されます。

《その他について》



*基本料金に対して、早朝（午前 6 時～午前 8 時）、夜間（午後 6 時～午後 10 時）帯は 25% 増し、深夜（午後 10 時～午前 6 時）帯は 50% 増しとなります。

*利用者負担割合は、「介護保険負担割合証」に記載されている割合を適用します。

*上記金額（自己負担額）は大まかな金額であり、職員配置等の変更による加算・減算、利用頻度、その他該当する加算等により金額に変動が生じる場合があります。



ヘルプーステーション ひまわり

下益城郡美里町二和田 1233

☎ 0964-47-2600